平成２７年（フ）第９３６４号
東京都足立区保木間５丁目24―12　吉田コーポ１号室
債務者　武田　　功
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５９１号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ―５―507号
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３７号
横浜市戸塚区上矢部町440番地１　グランガーデン東戸塚440号
債務者　北村　広美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３９号
神奈川県大和市大和東２丁目７番21号　サンディエール　エムズ102
債務者　目黒　佑典
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５２号
横浜市瀬谷区本郷１丁目14番地４　川口ビル305
債務者　佐藤美枝子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４２号
静岡市葵区瀬名２丁目３番40号
債務者　吉田　正美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２０号
新潟県上越市大字戸野目476番地１　ガーデンパレス202号、破産手続開始決定時の住所新潟県上越市南城町２丁目５番21号　カントリーハイツＤテナントＡ号
破産者　渡邉　雄大
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２１８号
大分県中津市大字永添2160番地の２
破産者　株式会社八幡ハイキャスト
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８８号
長崎県西海市西彼町下岳郷951番地１
破産者　特定非営利活動法人幸生会
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
鹿児島県鹿屋市白水町697番地１
破産者　有限会社鹿屋日石
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
札幌市中央区南１条西１丁目２番地　松崎ビル
破産者　株式会社北信電気建設
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９号
秋田県大仙市大曲田町20―38　田町レジデンス２階、商業登記簿上の本店所在地秋田県大仙市大曲飯田町22番14号
破産者　株式会社東北さすが家
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２２号
秋田県大仙市大曲田町20―36　田町レジデンス１階、商業登記簿上の本店所在地秋田県大仙市美原町８番３号
破産者　株式会社ノースイーストフーズトゥエンティワン
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２１５２号
大阪府八尾市南木の本９丁目69番地の５
破産者　有限会社ロウワイズ工芸
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５８号
大阪府枚方市岡山手町８番19号
破産者　株式会社盛森
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２号
大阪府羽曳野市野475番地の１
破産者　株式会社大阪トラッド
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
仙台市青葉区立町18番12―303号
破産者　株式会社末廣荘
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６２６号
東京都府中市宮町１丁目11番地の２　1202
破産者　井口　憲一
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４０２号
新潟市東区紫竹７丁目31番29号
破産者　株式会社エムエムアイ
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部